学校法人 鎌倉女子大学 『寄付金取扱規程』

(目的)

第1条 本規程は、学校法人鎌倉女子大学(以下、「法人」という)における寄付金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れ)

- **第2条** 寄付金は、法人の教育研究その他事業に支障がないと認められるものについて受入れることができる。
- 2 次の各号に掲げる条件の付された寄付金は受入れることができないものとする
- (1) 寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
- (2) 研究の成果として得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄付者に譲渡すること。
- (3) 寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- (4) 寄付金の使途に関して、寄付者が会計監査を行うこと。
- (5) 寄付を受入れることにより法人に著しく財政負担が伴うこと。
- (6) 寄付申込み後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (7) 寄付者の子弟等の入学に関連があるもの。
- (8) 法人から取引停止の措置を受けている期間中の寄付者からのもの。
- (9) 反社会的勢力からの寄付など法人が不適当と判断するもの。
- (10) その他、法人運営上支障があると理事長が認めるもの。

(寄付金の申込み)

第3条 寄付金の申込みに際しては、理事長は、寄付者より所定の寄付金申込書の提出を受ける ものとする。

(受入れの決定)

- **第4条** 理事長は、寄付金申込書を受理し、その受入れについて適当と認めたときは、これを受入れるものとする。
- 2 理事長は、1 件につき 100 万円未満の寄付については、経理部長に受入れの決定の権限を委任する。
- 3 理事長は、1 件につき 1,000 万円以上の寄付を受入れる場合は、寄付金受入審査会の審議を 経て受入れを決定するものとする。
- 4 寄付金の受入れ決定後でも、受入れによって法人に何らかの支障があると認められる場合に は、理事長は、寄付金の受入れを取消又は撤回することができる。

(寄付金受入審査会の設置)

第5条 前条第3項に定める寄付金の申込み内容について審査し、受入れの可否について審議する機関として「寄付金受入審査会」を設置する。

(寄付金受入審査会の構成)

- 第6条 寄付金受入審査会は、理事長、総務部長、経理部長、教育調査企画室長及び秘書室長を もって組織する。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、他の教職員を本審査会に出席さ せることができる。
- 2 審議会の議長は原則として理事長が務めるが、議長に支障のあるときは、議長が指名した構成員がその職務を代行することができる。

(寄付金の受入辞退決定通知)

第7条 寄付金の受入辞退を決定した際には、理事長は、寄付者に対して書面等で通知しなければならない。

(使途の特定)

第8条 寄付者は寄付金の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は、法人が使途を特定するものとする。

(管理)

第9条 寄付金は、経理規程及びその他関連諸規程に基づき、事務局経理部経理課が管理する。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の承認を得て、理事長が行う。

附則

本規程は、平成30年6月1日から制定・施行する。